

滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領

滝 沢 市

滝沢市給水装置の構造及び材質に関する取扱要領

(平成16年 3月23日 滝沢村長決裁)

(改正 平成18年 3月 8日 滝沢村長決裁)

(改正 令和 元年11月 1日 滝沢市長決裁)

(改正 令和 3年 3月19日 滝沢市長決裁)

(目的)

- 第1 この要領は、給水装置工事の施工時における配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、渇水時及び災害時等の緊急工事の円滑な実施を確保するため、配水管への取付から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管、給水用具の構造及び材質の指定、配水管に分水栓を取付ける工事及び分水栓からメーターまでの工事に関する施工方法その他工事上の条件について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の構造及び材質)

- 第2 配水管に給水装置を取付ける工事及び取付口からメーターまでの工事に用いる給水管、分水栓、止水栓、メーター及びボックス等の付属品については、滝沢市長が指定する別表の材料を使用しなければならない。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺に設置するものを除きこの限りではない。
- 2 滝沢市長が指定する別表の材料とは、滝沢市長がその使用について承認した材料をいい、既に承認を得ている材料は「使用材料確認書」(別紙2)をもって関係書類の提出を省略できるものとする。ただし、承認を得ていない材料については、使用前（給水装置工事申込み又は設計の際。）に関係書類を提出し滝沢市長の承認を得るものとする。

(給水方式)

- 第3 給水方式は、原則として滝沢市長が布設する配水管の水圧で給水するものとする。前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、受水槽を設置しなければならない。
- (1) 病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合
 - (2) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こす恐れがある場合
 - (3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量又は水圧を必要とする場合
 - (4) 有害薬品を使用する工場等逆流によって配水管の水を汚染する恐れがある場合
 - (5) 給水用具以外の設備に給水する場合
 - (6) 直結式に適合しない場合
 - (7) その他市長が必要と認める場合

(受水槽の維持管理)

- 第4 滝沢市長は、受水槽以下の装置及び水質について、当該装置の使用者又は所有者の維持管理を適正かつ容易にするため、受水槽以下の装置の基準を別に定めるものとする。
- 滝沢市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、受水槽以下の装置について調査し、当該装置の使用者又は所有者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(給水管の埋設)

第5 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては、道路管理者の指示によるものとし、敷地内にあつては60cm以上を標準とする。

(給水管の分岐方法)

第6 分岐方法については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 給水管は、原則として口径300mm以下の配水管から分岐しなければならない。ただし、滝沢市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 分岐栓の取付けは、原則としてサドル付分水栓及び不断水T字管を用いて分岐しなければならない。
- (3) 配水管からの分岐は、一給水装置について一箇所としなければならない。
- (4) 分水栓を取付ける管が鋼管・鑄鉄管の場合は、貫通部に防食コアを装着しなければならない。
- (5) 配水管から分岐する分岐方法は、原則として当該配水管が布設してある道路の端まで、配水管とほぼ直角に分岐しなければならない。

(給水管の口径)

第7 給水管の口径は、分岐される配水管の口径より小さいものでなければならない。ただし、滝沢市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 公道部分(宅地内の第1止水栓までを含む。)に埋設する給水管の口径は、原則として20mm以上とし、生曲げ等による布設は行わないものとする。ただし、滝沢市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(サドル付分水栓及び不断水T字管)

第8 サドル付分水栓及び不断水T字管と配水管の継手との間隔は、30cm以上としなければならない。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 異形管には、サドル付分水栓を取付けてはならない。

(給水管等の接合方法)

第9 給水管の接合は、それぞれの管に定められた材料を使用し、最も適切な機械器具等により接合しなければならない。

(止水栓及び仕切弁の位置)

第10 配水管から分岐した給水管に設置する止水栓又は仕切弁の位置(第1止水栓)は、原則として宅地内の道路境界より1m以内とし、維持管理が容易にできる箇所に地中埋設すること。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 メーター手前に第2止水栓を設置しなければならない。ただし、滝沢市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 道路内に設ける仕切弁は、滝沢市長が設置したものと滝沢市長以外の者が設置したものが識別できる措置を講じなければならない。
- 4 暗渠及び開渠を横断するとき又は、道路と宅地との高低の差が大きく、維持管理上必要な場合は、道路側に止水栓又は仕切弁を設置しなければならない。

(異形管の変更又は切断の禁止)

第11 異形管は、切断使用してはならない。

(メーターの設置)

- 第12 メーターは、原則として給水管と同口径とし、給水栓より低位置に、かつ、水平に設置し、逆取付けのないよう確認を行うこと。
- 2 メーター前後は、50cm以上の長さの直管部を設けること。ただし、メーター口径φ75mm以上の場合は、一次側直管部の長さを75cm以上とする。
 - 3 メーター前後に使用する管種は、**別表**によるものとする。
 - 4 メーターの設置場所は、原則として宅地内の建物の近くとし、取替え及び点検等がしやすく、汚染、損傷、埋没及び凍結の恐れのない場所に設置すること。また、地上メーターは取替え及び点検等がしやすく、検針時等容易に確認できる位置とし、ケーブルは地下メーターとの間にサヤ管を設置のうえ、その中を通して取付けるものとする。
 - 5 お客様の要望により、「磁気活水器」等の磁力を発生する器具を設置しようとする場合は、メーターから50cm以上の離隔を確保すること。

(メーター等の保護)

- 第13 メーター、止水栓、仕切弁の保護は、滝沢市長が指定したボックス及び筐により保護しなければならない。

(連合幹線)

- 第14 連合幹線は、道路又は道路に準ずる部分に布設し、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PD)、ポリエチレン二層管、配水用ポリエチレン管(HPPPE)、ステンレス鋼管(SUS)を使用しなければならない。

(撤去工事)

- 第15 配水管から分岐した給水管を撤去する場合は、分水栓及び不断水T字管を使用して分岐したのものについては分水栓止め(キャップ使用)、不断水T字管(キャップ使用)とし、チーズ及びT字管を使用して分岐したのものについては、原則としてチーズ及びT字管を撤去して、配水管を原形に復さなければならない。

(給水装置の検査)

- 第16 滝沢市長が、水道の管理上必要があると認めるとき及び工事完了後に行う給水装置の検査は、その位置、構造、材質若しくは機能又は漏水の有無についてこれを行うものとする。前項の漏水の有無の検査は、水圧試験により行うものとする。

附 則

(経過措置)

この要領の施行前において、施工された給水装置の構造及び材質は、この要領により使用されたものとみなす。

(施行期日)

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要領改正は、令和 元年12月 1日から施行する。

この要領改正は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表

材 料 規 格 表

種別	品名	規 格		備 考	
		名 称	規格番号		
給水管	鑄鉄管	水道用NS形ダクタイトイル鑄鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G113 JWWA G120	φ 75mm~	
		水道用GX形ダクタイトイル鑄鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JIS G5526 JIS G5527	φ 75mm~	
		水道用K形ダクタイトイル鑄鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JDPA G1052	φ 75mm~	
		水道用S50形ダクタイトイル鑄鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)		φ 50	
	鋼 管	水道用ポリエチレン粉体ライニング 鋼管 (SGP-PB、PD)	JWWAK132	φ 20mm~50mm	
		ステンレス鋼鋼管 (SUS)	滝沢市長が指 定するもの		
	合 成 樹 脂管	水道用ポリエチレン二層管 (PP)	JIS K6762 (I種二層管)	φ 13mm~50mm	
		水道用硬質塩化ビニール管 (VPW)	JIS K6742	宅地内のメーター以 降に限る。φ 13mm~	
		水道配水管用ポリエチレン管 (HPPE)	JWWA K144	φ 75mm~100mm 要事前協議	
	異形管	鑄 鉄 管 用	水道用ダクタイトイル鑄鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	JWWA G113 JWWA G114 JWWA G121 JIS G5527 JIS G5528	NS形、GX形、K形、 S50形、フランク形 (GF、 RF) φ 75mm~
鋼管用			水道用樹脂コーティング管継手	JWWA K150	φ 20mm~
			ステンレス鋼鉄管継手	滝沢市長が指 定するもの	
合 成 樹 脂管用			水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B116 及び滝沢市長 が指定するも の	1種管用φ 13mm~ 50mm
		水道用硬質塩化ビニール管継手	JWWA K6743	宅地内のメーター以 降に限る。φ 13mm~ 30mm	

		水道配水管用ポリエチレン管 (H P P E)	JWWA K145	φ 7 5mm~ 1 0 0mm 要事前協議	
弁栓類	分水栓	水道用サドル分水栓 (ボール式) 防食シート付	JWWA B117	分水口径φ 2 0mm~	
	不 断 水 用 割 T 字 管	不断水用割T字管	滝沢市長が指 定するもの	分岐口径φ 4 0mm~ (フランジ)	
		止水栓		甲型止水栓 (第 1 止水栓) キー付 プレイングート (第 1 止水栓) 丸ハンドル	φ 1 3mm~ φ 2 5mm
				ボール水抜き止水栓 (第 2 止水栓) 丸ハンドル	φ 3 0mm~ 5 0mm
				伸縮形ボール止水栓 (第 2 止水栓) 丸ハンドル	φ 1 3mm~ φ 2 5mm
				φ 3 0mm~ φ 4 0mm	
	仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁 (仕様については別途記載※ 1)	JWWA B120 および JWWA B120 に準拠	φ 7 5mm~ (受台はリサイクル 品)	
	逆止弁	メーター用逆止弁 (単式)	JWWA B129		
逆流防止ボール水抜き止水栓			ハンドルの形状につ いては操作に支障の ないものとする。		
空気弁	水道用空気弁 (不凍急速型)	JIS B2063 に 準拠	ボール式補修弁 (内面 粉体) 設置		
離脱防止	押 輪	離脱防止押輪	3 D k N 以上	K 形 φ 7 5mm~	
その他	ボ ッ ク ス	メーター用 (PVC ブルー耐寒蓋、底板付) (規格φ 20mm 以上のもの)	滝沢市長が指 定するもの	φ 1 3mm~ φ 2 5mm (規格φ 20mm 以上) (全リサイクル品又は 一部リサイクル品)	
		メーター用 (コンクリート、鉄青蓋)		φ 3 0mm~ は原則コ ンクリート製とし、重 量負荷のない場合は PVC ブルー耐寒蓋、底 板付を使用できるも のとする。	
		空気弁 (コンクリート、鉄青蓋)		滝沢市マーク入	

		地下式消火栓 (コンクリート、鉄青蓋)		滝沢市マーク入
	筐	仕切弁用(青蓋、公道部は市指定柄 (スイカ))		筐台はリサイクル 品・滝沢市マーク入
		止水栓用(FCD黒蓋・二段式伸縮・) 直径75mm		φ13mm~φ20mm 滝沢市マーク入
		止水栓用(FCD黒蓋・二段式伸縮) 直径100mm		φ25mm 滝沢市マーク入
	消火栓	地上式(町野式・呼び径φ65)	滝沢市長が指 定するもの	本体一赤 滝沢市マーク入
		地下式(町野式・呼び径φ65)		滝沢市マーク入
	埋設シ ート	水道用埋設表示シート(金属管)	150mm 2倍	青色・リサイクル品
水道用埋設表示シート(非金属管)		青色・リサイクル品 (アルミ)		
明示テ ープ	管明示テープ	50mm	青色・滝沢市名入	

注)

- (1) 「JIS」は日本工業規格、「JWWA」は日本水道協会規格、「JDPA」は日本ダクタイル鉄管協会規格を示す。
- (2) その他、特に指示指定のないものは事前に協議および確認をすること。
- (3) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PB)を埋設配管する場合は防食対策を施すこと。
- (4) ※1 水道用ソフトシール仕切弁の仕様は次のとおりとする。

【仕切弁仕様】

仕切弁はソフトシール仕切弁とし、JWWA B120(2種)で日本水道協会検査に合格したもので、開閉方向は右開き左閉じとする。

また、フランジレスソフトシール仕切弁は、仕切弁部はJWWA B120(2種)、継手部はJWWA G114、JIS G5527SIIの規格を有し、日本水道協会検査に合格したもので、開閉方向は右開き左閉じとする。

なお、上記規格を有するもので開閉度目盛り仕様のあるものは、開閉度目盛り付とする。